

第5章 循環型社会

<SDGs>



<MLGs>



現況

本県では、「循環型社会」(廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用の取組により、新たに採取する資源を少なくした、環境負荷の少ない社会)を構築するため、廃棄物の発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）に重点を置いたうえで、再生利用（リサイクル）を図る3Rの推進に取り組んできました。

一般廃棄物（ごみ）（※）については、容器包装廃棄物や食品ロスの削減、グリーン購入をはじめとする取組および家庭や事業所に対する普及啓発の取組等により、排出量および最終処分量は減少傾向となっています。（図5-1、5-3）一方、再生利用率は低下傾向となっています。（図5-2）

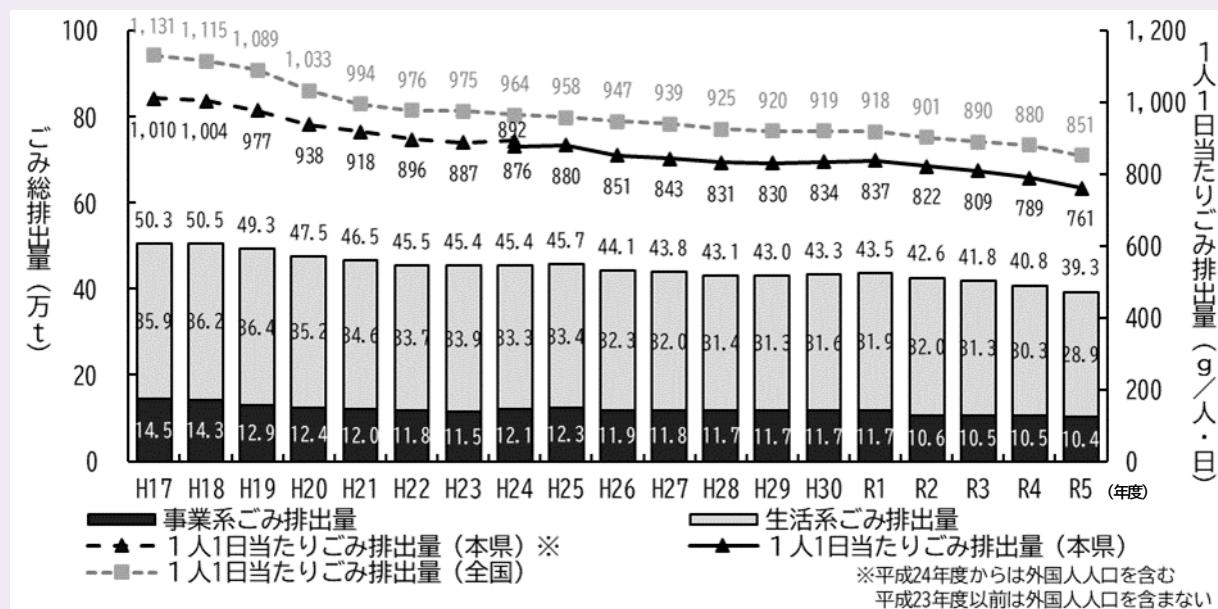


図5-1 ごみの排出量の推移

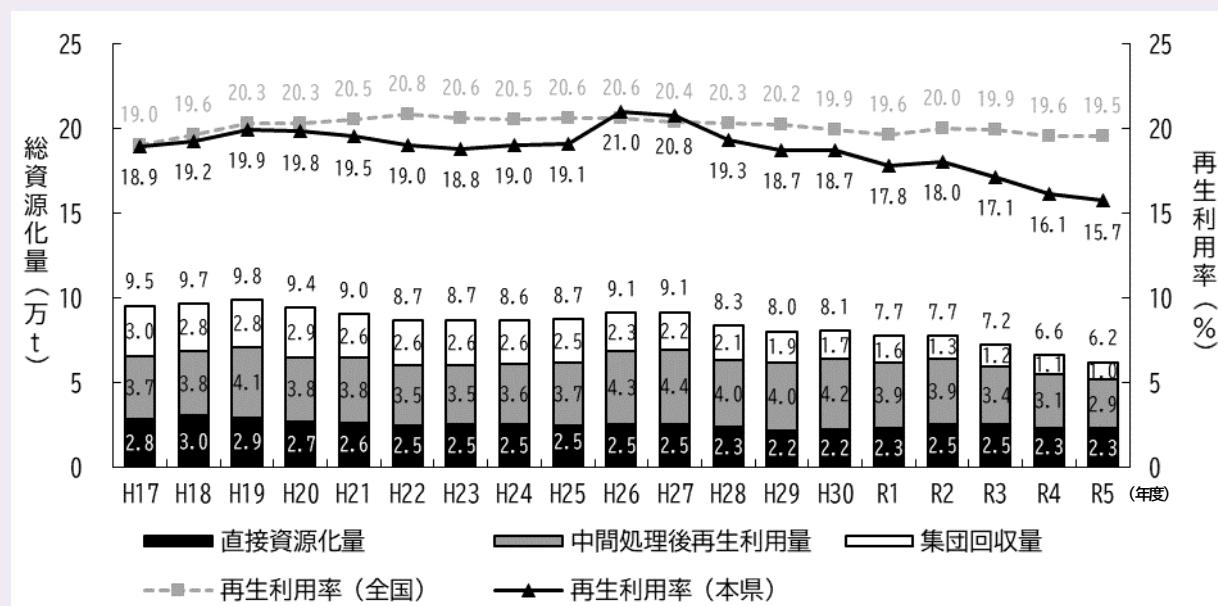


図5-2 ごみの総資源化量および再生利用率の推移

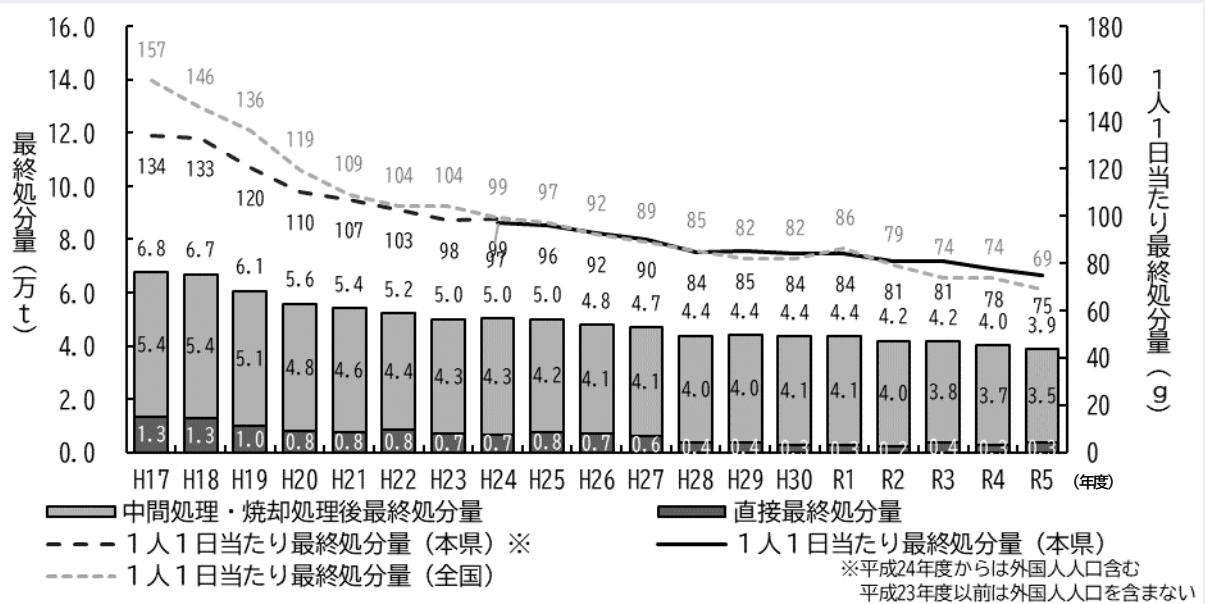


図5-3 ごみの最終処分量の推移

産業廃棄物（※）については、県内総生産額1億円当たりの産業廃棄物の排出量は10年前と比較して低い値となっています。一方、産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量については、県内総生産額の増加により、過去約20年間において顕著な改善傾向は見られません。（図5-4、5-5、5-6）

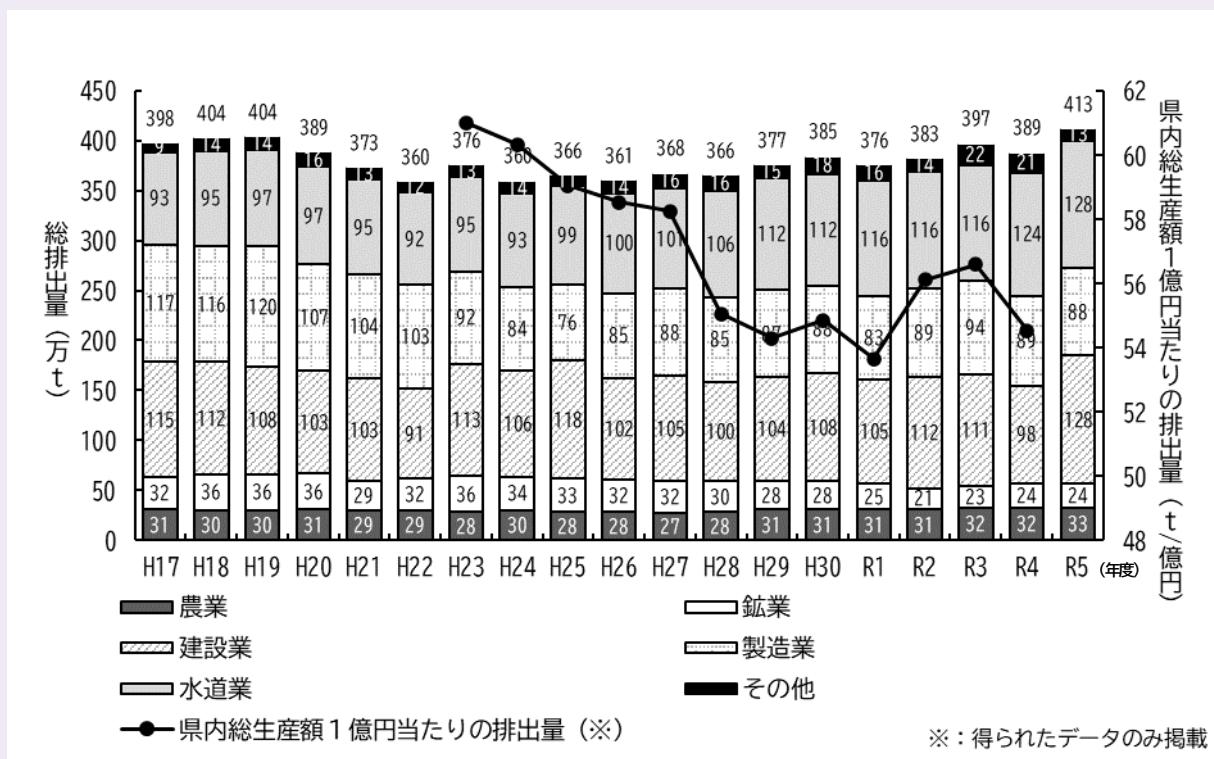


図5-4 産業廃棄物の排出量の推移

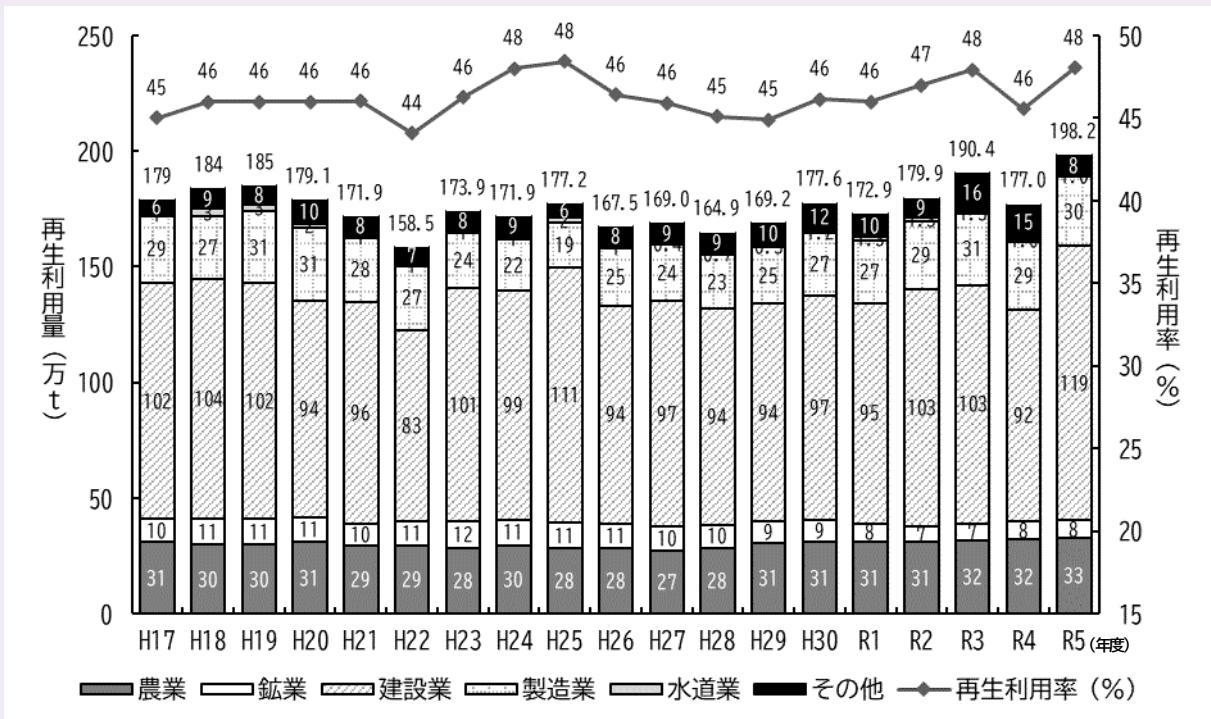


図 5-5 産業廃棄物の再生利用量等の推移

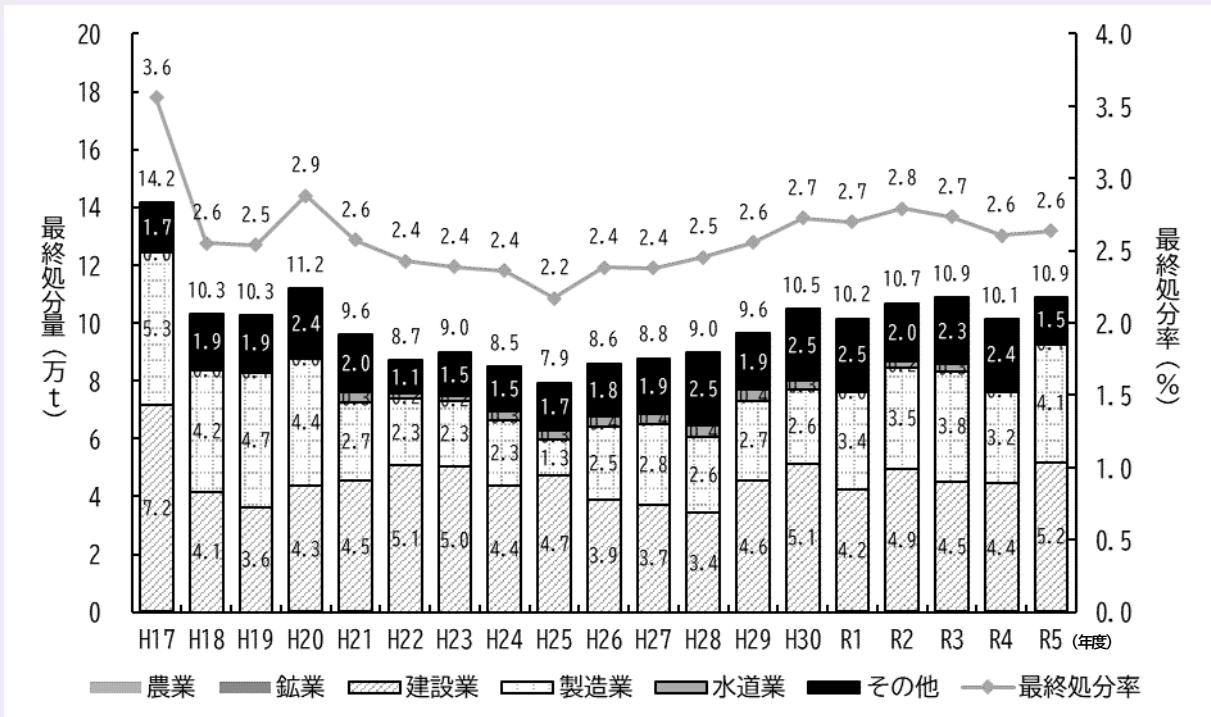


図 5-6 産業廃棄物の最終処分量等の推移

※一般廃棄物と産業廃棄物：廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみやし尿などの「一般廃棄物」と、工場などの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。一般廃棄物については市町の責任、産業廃棄物については事業者の責任で適正に処理することとなっており、各々の状況にあった取組を展開しています。

3R（発生抑制、再使用、再生利用）等の推進

● 循環型社会形成のための法律等

平成13年（2001年）1月に施行された循環型社会形成推進基本法により、形成すべき「循環型社会」の姿が示され、その後、循環型社会形成推進基本計画の策定や、容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法が順次整備されています。令和元年（2019年）10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、基本方針の策定など食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項が定められました。

令和4年（2022年）4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置が講じられることとなりました。

近年、世界的な資源制約の高まりや欧州で先行する製品への再生材利用を求める動きがあり、令和6年（2024年）5月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が制定され、同年8月に「第五次循環型社会形成推進計画」が策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が国家戦略に位置付けられました。

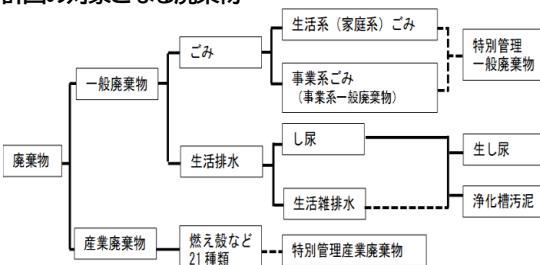
● 滋賀県廃棄物処理計画

■ 滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況

「第五次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、多様な主体との一層の連携によりごみ減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向け、発生抑制および再利用を重視した3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進していきます。

<循環社会推進課>

◆ 計画の対象となる廃棄物



◆ 一般廃棄物関係

		実績値							五次計画	
		計画期間							目標値	参考指標
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
ごみ総排出量	万t	43.3	43.5	42.6	41.8	40.8	39.3	(集計中)	/	41.3
1人1日当たりごみ排出量	g	834	837	822	809	789	761	(集計中)	804	/
総資源化量	万t	8.1	7.7	7.7	7.2	6.6	6.2	(集計中)	/	7.7
再生利用率	%	18.7	17.8	18.0	17.1	16.1	15.7	(集計中)	/	18.5
最終処分量	万t	4.4	4.4	4.2	4.2	4.0	3.9	(集計中)	/	4.2
1人1日当たり最終処分量	g	84	84	81	81	78	75	(集計中)	82	/

		実績値							五次計画目標値	
		計画期間							R7	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
プラスチック ごみの発生抑 制の推進	マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	89.4	90.1	90.8	91.2	90.6	90.2	88.8	85以上 (計画期間中)
	県内のマイボトル使 用可能な給水等ス ポット数	箇所	21	23	22	56	97	112	120	100
食品ロス削減 の推進	食品ロス削減を認知 して削減に取り組む 消費者の割合	%			78.3	80.7	80.5	78.4	78.6	80以上
	「三方よしフードエ コ推奨店」の累計登 録店舗数	店	102	118	211	274	309	355	388	300
災害廃棄物の 円滑な処理体 制の構築	市町災害廃棄物処理 計画の策定率	%	21.1	42.1	73.7	89.5	94.7	94.7	100	100 (R6年度までに)
散在性ごみ対 策	「環境美化の日」を 基準とした環境美化 運動参加者数	人	266,195	231,814	133,812	172,321	194,802	197,019	162,387	1,200,000 (計画期間累計)

◆ 産業廃棄物等関係

		実績値							五次計画	
		計画期間							目標値	参考指標
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
総排出量	万t	385	376	383	397	389	413	(集計中)	/	385
発生量	万t	211	204	209	220	203	231	(集計中)	/	209
再生利用量	万t	178	173	180	190	177	198	(集計中)	/	176
再生利用率	%	46	46	47	48	46	48	(集計中)	/	46
最終処分量	万t	10.5	10.2	10.7	10.9	10.1	10.9	(集計中)	9.8	/

			実績値							五次計画	
			計画期間							目標値	
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等	優良産廃処理業者認定件数	件	160	181	186	197	208	221	234	270	
	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入り検査実施率 ※一廃処理施設含む	%	100	100	99.8	88.2	99.8	100	97.1	100 (計画期間中)	
不法投棄対策等	産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	88.9	79.3	85.7	78.0	88.9	71.7	69.8	85以上 (計画期間中)	

廃棄物の減量化では、プラスチックごみや食品ロス削減など発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）のさらなる推進等に取り組みます。

再生利用では、紙ごみの分別徹底や多様な回収ルートの確保、グリーン購入普及、各種リサイクル制度の普及啓発、店頭回収の利用促進等に取り組みます。産業廃棄物については、さらなるリサイクルの推進に向けて、事業者への啓発や資源化に係る研究開発・施設整備の促進、リサイクル認定製品の利用促進等に取り組みます。

また、廃棄物の適正処理では、災害時に大量発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うため、災害廃棄物処理体制の充実強化を重点取組としつつ、県民の生活環境保全のため引き続き廃棄物処理体制の確保や監視指導等の徹底に取り組みます。

● プラスチックごみ対策

<循環社会推進課>

マイバッグ持参運動やレジ袋の無料配布中止の取組等を実施し、消費者の環境配慮意識の醸成やライフスタイルの転換を促することでレジ袋の使用量の削減を進めてきました。

令和3年（2021年）3月には、「滋賀プラスチックごみゼロ」に向けた実践取組のための指針」を県民等のプラスチックごみ削減の手引きとして策定し、令和5年（2023年）10月には、県民等のライフスタイルを見直し、プラスチック代替製品の利用、マイボトルの持参など、プラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しする「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を開始しました。プロジェクトの一環として、毎月一日を「しがプラチャレンジの日」とし、ライフスタイルを切り替える機会を設けるとともに、毎月一日発行の「プラチャレンジ通信」を通じて、プラスチックごみ削減の実践取組を呼びかけています。また、10月を「しがプラチャレンジ推進月間」とし、多様な主体と連携して集中的な普及・啓発に取り組んでいます。

このような取組の結果、レジ袋有料化後の約10年間、レジ袋辞退率は90%前後の高水準で推移しており、レジ袋は大幅に削減できたと考えられます。また、マイボトル使用可能な給水等スポット数は増加しており、マイボトルが普及するための環境整備が進んできましたと考えられます。

● 食品ロス対策

<循環社会推進課>

家庭や事業所から生じる食べ残しや売れ残りなどの食品ロスの発生量は、国全体で約 464 万 t（令和5年度）と推計されています。食べられる食品の廃棄は、もったいないことであるとともに、環境負荷（CO₂発生等）にもつながり、大きな課題となっています。

平成 29 年（2017 年）8 月に、食品ロス削減を県民運動として展開するため、事業者・団体・行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」を設置し、関係者の連携による「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を開始しました。また、令和3年（2021年）3月には「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での食べ残しなどの食品ロス削減に向けた普及啓発を行い、また、未利用食品の活用に向けた情報提供を通して事業者から排出される食品ロスの削減を推進しています。さらに、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設および食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として、店舗情報や取組内容などを県ホームページや「三方よしフードエコ推奨店検索サイト」(<https://shigaquo.jp/foodeco/>) 上で紹介しています。なお、こうした食品ロス削減運動の展開に当たり、県職員の率先行動にも引き続き取り組みます。

このような取組の結果、食品ロスの認知度は80%付近を推移し、「三方よしフードエコ推奨店」の登録店舗数は増加傾向にあります。食料品小売店、飲食店、宿泊施設における食品ロス削減の機運が高まってきていると考えられます。

● リサイクル製品認定制度（ビワクルエコシップ）

<循環社会推進課>

各種リサイクル法が施行され、企業ではゼロ・エミッションの取組が行われていますが、一方で再生資源の利用が難しいなどの課題もあります。この制度は、循環資源（廃棄物や製造過程で発生する副産物）から作られるリサイクル製品を県が認定することにより、事業者や県民の利用を促進するとともに、県自らが公共事業などを通じて率先利用に努めるものです。令和7年（2025年）4月末現在でコンクリート二次製品、改良土、堆肥などの175 製品を認定しています。

この制度の運用により、グリーン購入の推進や優れた技術を持つ優良企業の育成、県内産業の育成・振興が期待されます。



ビワクルエコ製品

● 家畜排せつ物の現状と対策

<畜産課>

県内で1年間に発生する家畜排せつ物は、令和6年度畜産経営環境保全等実態調査によると、約 263 千 t と推定されています。これらの排せつ物は良質な有機質資源であり、堆肥化処理が行われています。堆肥化された排せつ物は、農作物の生産のための土づくりに利用されています。

本県では、令和3年（2021年）11月に「滋賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定し、適正な堆肥化処理とともに、地域環境に配慮した有機質資源の循環が進むように、耕畜連携の取組を推進しています。

● 自動車リサイクルの推進

<循環社会推進課>

平成17年（2005年）1月から施行された自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再生資源などのリサイクルの徹底を図っています。

この法律では、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求めるとともに、自動車製造業者に使用済自動車に係るフロン類の回収や破碎後のシュレッダーダストの適正処理を義務づけています。

◆ 自動車リサイクル法に基づく登録・許可を受けた引取業者等件数 令和7年（2025年）3月末

業種	県内登録・許可件数
引 取 業	212
フロン類回収業	78
解 体 業	32
破 碎 業	10

● 容器包装リサイクルの推進

<循環社会推進課>

家庭ごみの約 64%（容積比）が容器包装廃棄物と推計されています。容器包装は、用途上、利用後は廃棄されやすいため、その使用自体を抑制するとともに、資源として活用することが重要です。

本県では、令和4年（2022年）8月に、県内市町の分別収集計画を取りまとめた「第10期滋賀県分別収集促進計画」を策定しています。

◆ 市町の分別収集見込み量の年度別推移

(単位: t)

● 再商品化義務のある容器包装廃棄物の収集見込み量

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
無色ガラス製容器	3,391.6	3,392.6	3,393.3	3,394.5	3,399.6
茶色ガラス製容器	2,414.3	2,413.0	2,414.1	2,415.5	2,417.1
その他ガラス製容器	1,438.1	1,439.2	1,435.8	1,438.8	1,439.9
その他紙製容器包装	175.2	178.1	181.0	184.0	187.1
ペットボトル	3,070.4	3,071.9	3,073.0	3,068.1	3,074.3
その他プラスチック製容器包装	5,364.5	5,355.6	5,350.2	5,343.3	5,338.4
うち白色トレイ	52.8	53.2	52.5	52.9	53.3

● 有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物の収集見込み量

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	1434.99	1437.19	1439.97	1443.88	1445.64
アルミ製容器	1040.2	1041.13	1040.97	1041.75	1043.39
段ボール	8057	8063.35	8076.07	8085.7	8103.56
紙パック	137.07	137.31	137.65	137.92	137.23

廃棄物の適正処理の確保

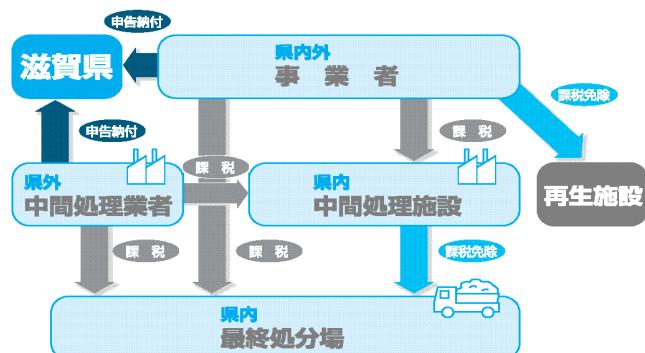
● 滋賀県産業廃棄物税

<税政課 循環社会推進課>

平成15年(2003年)3月に、事業所からの産業廃棄物の資源化などを進めることを目的として、「滋賀県産業廃棄物税条例」を制定しました。納付された税を産業廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理などを図るための費用に充てることで循環型社会づくりへの取組を一層推進していきます。

産業廃棄物税は、県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を1年間に500tを超えて搬入した事業者が申告納付するもので、令和6年度の税収額は約5,055万円となっています。

◆ 産業廃棄物税の課税対象と申告納付

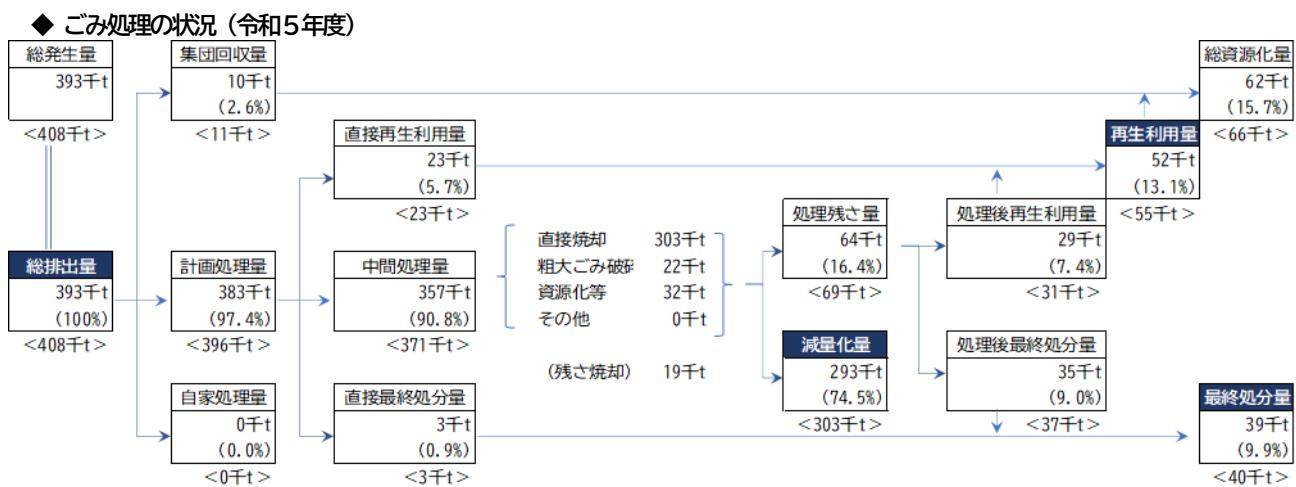


● 一般廃棄物対策の推進

<循環社会推進課>

令和5年度のごみ総排出量は39.3万t、1人1日当たりごみ排出量は761gで、全国2番目に低い値となっています。また、令和5年度の総資源化量は6.2万t、最終処分量は3.9万tとなっています。循環社会形成のため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を一層進める必要があります。

一般廃棄物の最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター等に搬入しており、引き続き適正な処理と最終処分量の抑制に取り組みます。あわせて、市町等が設置する一般廃棄物処理施設においては、地球温暖化防止の観点から省エネルギー・創エネルギーに配慮した施設整備等を支援します。



※1 <>内の数値は令和4年度値

※2 中間処理量は一次処理のみの合計で残さ焼却量は含まない。

● 災害廃棄物対策の推進

<循環社会推進課>

平成30年(2018年)3月に策定した「滋賀県災害廃棄物処理計画」では、災害廃棄物発生量や仮置場必要面積の推計などを行った上で、平常時・応急対応・復旧・復興の各段階における県として必要な体制や業務・手順を定めています。

また、計画に基づき、災害廃棄物処理に係る訓練の実施などにより、体制の強化に努めています。



令和6年（2024年）11月14日に実施した災害廃棄物仮置場設置運営現地訓練の様子

● 産業廃棄物対策の推進

<循環社会推進課>

産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成21年(2009年)4月に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を施行し、要綱に基づき、産業廃棄物処理業の許可審査や処分業者などへの立入検査、行政指導、行政処分などを行っています。

県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀は、令和5年(2023年)10月に産業廃棄物の受入を終了し、今後は県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備は行わないこととしています。

また、先端的なリサイクル等を行う事業者を支援する等により産業廃棄物の発生抑制や再生利用を進めるとともに、公共関与による最終処分場である大阪湾広域臨海環境整備センター等の運営に引き続き関与しています。

◆ 産業廃棄物焼却施設および最終処分場数

(令和7年(2025年)3月末)

	自社	処理業	計
焼却施設	3 (3)	12 (9) (12)	15
管理型最終処分場	1 (0)	2 (0) (0)	3 (0)
安定型最終処分場	3 (2)	8 (5) (7)	11

()内は、稼働中の施設数

*中核市である大津市の件数は含まない

● PCB 廃棄物等の期限内処理の推進

<循環社会推進課>

有害物質である PCB (ポリ塩化ビフェニル) を含む廃棄物等は、法律で保管等の届出と期間内の処分が義務付けられています。

本県では、未届の PCB 廃棄物保管等事業者の把握調査を行うとともに、全ての保管等事業者が期間内に処分を完了できるよう情報提供や指導を行っています。

PCB 廃棄物等のうち、特に PCB が高濃度で含まれるものについては、期限が迫っていた令和2～3年度に指導を強化して実施しました。その後、処理施設での処理が令和5年度まで延長され、登録期限であった令和5年11月15日までに把握した全ての高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了することができました。その後、令和6年度に別の処理施設での処理が決定したため、令和5年11月16日以降に発見された高濃度 PCB 廃棄物について、適正処理を進めています。今後も、高濃度 PCB 廃棄物の適正処理に向け、引き続き周知や指導に取り組むとともに、低濃度の PCB 廃棄物についても、引き続き周知や指導などに取り組んで行きます。

● 不法投棄対策の推進

<循環社会推進課>

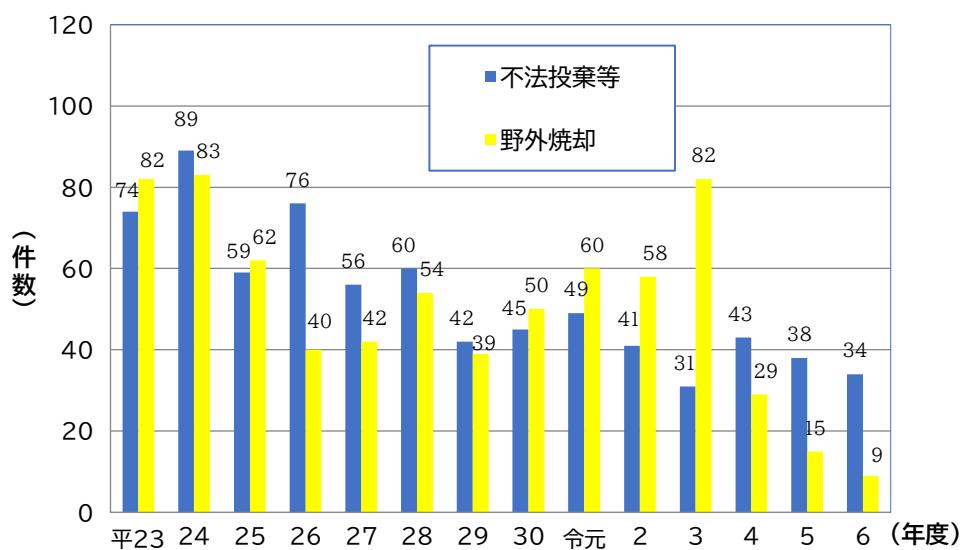
産業廃棄物の不法投棄などは後を絶たず、人目につかない場所・時間帯での不法投棄や保管と称して積み置きする不適正保管など、早期に発見して被害の拡大を防止し、行為者に対し迅速かつ厳正に対応して、早期解決を図る必要があります。

本県では、情報提供のための不法投棄 110 番の設置や、平日に加えて休日や夜間のパトロール、無人航空機を使った上空からの監視による早期発見に努め、市町や警察などと連携した早期対応を図っています。新たに発生した事案について、令和6年度は新規発生件数が少なく、また解決まで時間を要する事案の割合が多かったため年内解決率は 69.8%でしたが、引き続き年度内解決率 85%以上を目指し取り組んでいきます。

また、毎年 10 月を不法投棄防止強調月間と定め、各種啓発活動や産業廃棄物運搬車両の路上検査などを実施し、不法投棄を許さない地域づくりに取り組んでいます。

◆ WEB (不法投棄 110 番) <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13363.html>

◆ 不法投棄等の新規発生件数の内訳



※中核市である大津市の件数は含まない。

● クリーンセンター滋賀の運営

<循環社会推進課>

「クリーンセンター滋賀」は、平成 20 年 (2008 年) に公益財団法人滋賀県環境事業公社が公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場として甲賀市に設置したもので、遮水工の四重化や破損検知システムの導入など高い安全性と信頼性を確保した上で、運営してきました。

令和5年 (2023 年) 10 月 31 日に産業廃棄物の受入を終了しましたが、これまで 70 万 t を超える産業廃棄物を受け入れてきたところであり、県内産業廃棄物の適正処理を通じて、豊かな湖国の自然環境の保全と快適な生活環境の確保および地域産業の健全な発展に寄与し、資源循環型社会形成の一翼を担ってきました。

産業廃棄物の受入は終了しましたが、今後も長期間にわたって水処理や臭気対策等の環境保全対策を継続するため、引き続き適切な施設の維持管理に取り組むこととしています。

◆ WEB <http://www.shiga-kj.com/clean/index.html>

● 旧 RD 最終処分場問題対策の推進

(株) アール・ディエンジニアリング(平成 26 年(2014 年)に破産・消滅)が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の不適正処理に起因した周辺地下水の汚染等が発生した問題について、周辺自治会と情報共有・意見交換を図りながら解決に向けて取り組んでいます。

県は、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく事業として平成 24 年度から令和 2 年度までの対策工事および工事後のモニタリング等を実施し、計画どおり令和 4 年度に事業を完了しました。

現在は、水処理施設や跡地の維持管理、対策工事の有効性およびその先の旧処分場の安定化の確認のため地下水水質等のモニタリング調査を実施しており、その結果は県ホームページ等により周辺住民をはじめ県民の皆様へお知らせしています。

そのほか、跡地の活用に係る検討や本事案から得られた教訓等を後世に引き継ぐためのアーカイブの作成等にも取り組んでいます。

<最終処分場特別対策室>

◆ 令和 5 年(2023 年) 1 月の状況



◆WEB <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyo-shizen/haikibutsu/20109.html>

環境美化の推進

<循環社会推進課>

● 散在性ごみ対策の推進

散在性ごみとは、ポイ捨てなどにより散在している空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻などのごみのことです。

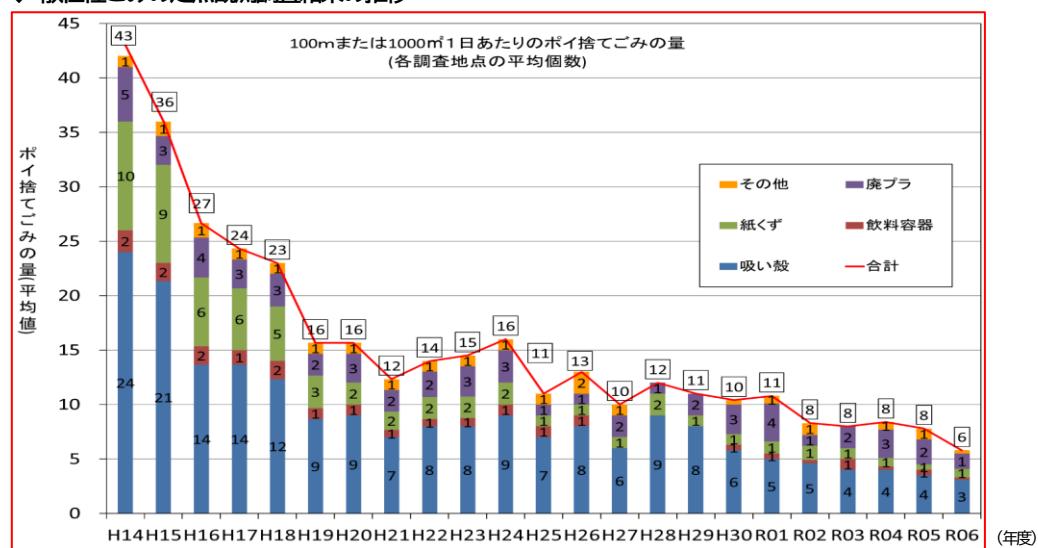
散在性ごみの多くが、道路上に散乱するだけでなく、河川を通じて琵琶湖に流れ込み、湖辺のごみとなって景観を損なうなど、琵琶湖にも少なからず影響を及ぼしています。このため、平成 4 年(1992 年)に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」を制定し、環境美化監視員による監視・啓発などの活動に取り組んでいます。

また、「環境美化の日」(5 月 30 日、7 月 1 日、12 月 1 日)を中心に県民総参加による環境美化運動を展開しています。



令和 6 年度 ごみ減量化と
環境美化に関するポスター
(最優秀賞) 宇津野来幸さん

◆ 散在性ごみの定点観測調査結果の推移



● 淡海エコフォスター制度

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者などが継続的にボランティアで清掃する平成 12 年度から始まった制度です。

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日現在、331 団体が決意との合意に基づき活動を行っています。なお、この名称は、エコ(環境)とフォスター(育成する)を結びつけ、「淡海」を冠したものです。



清掃活動の様子